

議会議案第1号

国及び地方自治体における障害者法定雇用率の 早期達成を求める決議

障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、その能力を発揮する機会を与えられている。このため、障害者雇用促進法は、企業や公的機関に一定割合の障害者雇用を義務付けているところであるが、国の機関や本県始め多くの自治体において、この制度の対象となる障害者の範囲に誤りがあったことがわかった。厚生労働省による再点検の結果、国の機関では3,460人分が、障害者手帳の所持等を条件とする国のガイドラインに反して障害者に算入されており、約8割に当たる27の機関が法定雇用率を満たしていなかった。また、本県でもガイドラインの要件を満たさない95人が算入され、法定雇用率を満たしていないと発表された。

国や地方自治体は、障害者雇用制度の旗振り役であり、障害者雇用促進法に定める障害を理由とした差別の禁止と障害者が職場で働く際の合理的配慮の提供義務を遵守し、民間企業に率先して障害者を雇用すべき立場にありながら、当該制度の信頼を失墜させかねない、こうした事態を招いたことは大変遺憾である。

国及び地方自治体においては、障害者雇用制度の根幹を揺るがしかねない当該事態を重く受け止め、詳細に原因を究明するとともに、二度とかかる事態が起きることのないようしっかりとした再発防止策を講じ、一刻も早く障害者法定雇用率を達成すべくあらゆる努力をし、障害者が希望や能力に応じて活躍できる社会の実現に取り組むよう強く求める。

以上、決議する。

平成30年9月27日

石川県議会

議会議案第2号

「手話言語法」の早期制定を求める意見書

人とつながり、学校で学び、家庭や職場、地域で人間関係を築き、自己の役割を果たしていくためには、言語が必要である。手話は音声言語と同じように独自の語彙や文法を持つ言語であり、ろう者の基本的人権として、あらゆる分野で手話によるコミュニケーションと情報提供が保障されなければならない。

平成18年12月に国連総会で採択された障害者権利条約では、「言語」とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が国際的に認知され、平成26年1月に我が国も批准した。また、批准に向けた法整備の一つとして障害者基本法を改正し、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定めるとともに、国及び地方公共団体に対して、情報保障施策を義務付けていることから、言語として手話を使える環境の法整備が必要である。

本県では、手話はろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他者との意思疎通を図るために必要な言語であるとの認識の下、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を築くため「石川県手話言語条例」を今年2月に制定したところであり、国においても早期の法整備が望まれる。

よって、国におかれては、改正障害者基本法からさらに踏み込み、手話の認知をより確かなものにし、ろう者が学校・家庭・職場・地域社会などあらゆる場面で手話を自由に使い、手話による豊かな文化を享受できる社会を実現するため、「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第3号

学校に空調設備を設置し、維持するために必要な
財政支援を求める意見書

今夏は全国各地で災害と呼べるほどの記録的な猛暑が続き、本県でも観測史上最高の39.2度を記録した。夏場の暑さが年々厳しさを増す中、7月には愛知県で、校外学習から学校に戻った男子小学生が熱中症で亡くなるという痛ましい事故が発生した。学校における教育活動中に児童生徒が命を落とすというあってはならない事態であり、児童生徒の命を守り、適切な学習環境を整えるため、学校への空調設備の設置は急務となっている。

しかしながら、文部科学省の全国の公立学校の空調設備設置状況調査によると、小中学校における普通教室の空調設備設置率は、平成29年4月1日時点で49.6%であり、本県は44.6%と全国平均を下回る結果となっている。

記録的な猛暑により学校における空調設備の必要性は高まっているが、地方自治体にとって設置費用、電気代等が大きな負担となり、整備が進んでいないのが現状である。

よって、国におかれては、児童生徒の命を守り、適切な学習環境を整備するため、学校における空調設備の設置及びその維持管理に必要な財政支援を早急に講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第4号

教職員定数改善と教育予算拡充を求める意見書

文部科学省が平成28年度に実施した「教員勤務実態調査」によると、小学校で33.5%、中学校で57.7%の教諭が、月80時間を超える時間外労働（過労死ライン相当）をしている結果となっている。このような状況を踏まえ、今年2月に文部科学省は学校における働き方改革に関する通知を発出し、本県においても3月に「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」を定め、各学校における業務改善の取り組みを進めているところであり、その成果に期待を寄せている。しかしながら、学校現場における課題が複雑化・多様化する中、子供たち一人一人に寄り添ったきめ細かい教育を実践するためには、教職員定数の計画的改善による教職員の多忙化の抜本的解消が不可欠である。

また、OECD調査によると、2015年における日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比2.9%で、OECD平均（4.2%）を下回る状況となっている。山積する教育問題の解決を図り、少人数学級など教育環境を充実させ、学びの質を高めるために、教職員定数の計画的改善とともに、教育予算の拡充が求められている。

よって、国におかれては、子供の豊かな学びを保障するために教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

心身障害者医療費助成制度の創設を求める意見書

心身障害者の医療費については、全国の自治体において、重度で低所得の方の経済的負担の軽減を目的として心身障害者医療費助成制度が創設されている。

助成制度を受ける方法については、大きく分けて現物給付と償還払いの2つあるが、償還払いは、心身障害者にとっては申請漏れの恐れがあること、また、たとえ払い戻しを受けられるとしても、一旦治療費を支払う必要があることから、決して利用しやすい制度とは言えない。

一方、現物給付は、自分の医療費がどのくらいかかっているのか、どのような制度を利用しているのか理解しづらい面はあるが、心身障害者にとって利用しやすい制度である。

心身障害者の医療費助成は、心身障害者の健康の増進と経済的負担の軽減に大きく寄与しているが、その内容は自治体によって様々であり、助成制度を受ける方法では、併用している自治体を含め、現物給付が30都道府県、償還払いが20県となっている。医療は、国民の生命、健康を保障するものであり、国が社会保障政策全体の中に位置付け、全国统一の制度とすることが望ましい。

よって、国におかれては、障害のある方がいつでもどこでも現物給付により助成を受けられる制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

賃貸住宅の税制措置を求める意見書

我が国の経済は、緩やかな景気回復基調が続いており、その期間は5年を超える長期となっている。しかしながら、少子高齢化による将来の社会保障制度への懸念や子供の教育費の負担増、来年10月に予定される消費税率の引上げ、世界経済の不安要因などから、特に若い世代を中心に、将来の生活の見通しに不安が広がっている。

このような不安が広がる中、住まいは国民の健康で文化的な生活の基盤であることから、全ての人にとって居住の安定を確保することは極めて重要になっている。中でも、賃貸住宅に居住する国民の約6割は、国民平均所得以下であり、未就労の学生や年金受給生活者も多く含まれていることから、良質な賃貸住宅が供給され、居住条件をより良いものにするため、賃貸住宅の税制措置を講ずることが求められる。

よって、国におかれては、国民の健康で文化的な生活を守るため、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 家賃及び共益費への消費税の課税は、現行どおり対象外とすること。
- 2 賃貸マンションやアパートの大規模修繕積立金を課税対象外とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

あて

議会議案第7号

地方鉄道の安全施設更新に対する支援制度の拡充を
求める意見書

地方鉄道は地域住民の通勤・通学などの足として重要な役割を担うとともに、地域の経済活動の基盤であり、移動手段の確保、少子高齢化や地球環境問題への対応等の観点からその活性化が求められている重要な社会インフラである。

しかしながら地方鉄道の経営は、人口減少、少子高齢化、モータリゼーションの進展等に伴って利用者数が減少し、大変厳しい状況にある。

このような中、地方鉄道では、老朽化等に伴う設備更新費用が負担となっていることから、地方鉄道の安全な輸送を継続するために必要な支援制度の拡充が求められている。

よって、国におかれては、地方鉄道の維持存続のため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業における補助率の引上げを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
国土交通大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第8号

微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る対策の推進を
求める意見書

微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、環境基本法に基づく大気環境基準の達成率が十分でなく、原因物質とその発生源が多岐にわたり、生成機構も複雑である。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において、平成27年3月に微小粒子状物質の国内における排出抑制策のあり方の中間取りまとめがなされ、国内における排出抑制対策の着実な推進が必要とされたが、住民の不安解消に向けた取り組みは十分とは言えない。

よって国におかれては、良好な生活環境を維持し、大気汚染や健康被害に対する住民の不安を払拭するため、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の生成機構の解明を早急に進めるとともに、特に影響を受けやすいとされている高感受性者（呼吸器系疾患のある者、小児、高齢者等）の健康影響に関する知見の収集に努め、きめ細かな対応を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
環境大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第9号

大和堆における外国漁船の違法操業に対する
一層の警戒及び取締りを求める意見書

能登半島沖の大和堆周辺水域は、本県を始めとする我が国の漁業者によりイカ釣り漁業、カニかご漁業、底引き網漁業が行われており、重要な漁場となっているが、近年、特にイカの漁場が形成される6月から12月にかけて、同水域周辺で多数の北朝鮮漁船や中国漁船による違法操業が確認されており、漁業者の安全確保と水産資源の減少が懸念される。

そこで、国は、昨年より1カ月以上早い5月下旬から同海域に巡視船や漁業取締船を派遣するなど、取締りを強化しており、8月の海上保安庁の発表によると、外国漁船の大和堆への進入を許しておらず、取締りには一定の成果が認められる。

しかしながら、イカ漁は9月以降に再び盛んになることから、昨年もその時期に多数の外国漁船が違法操業を行っていた。今年も同様となる可能性があることから、今後も警戒を緩めず、取締りを続けていくことが重要である。

よって、国におかれては、漁業者の安全確保及び水産資源を守るため、大和堆における外国漁船に対する一層の警戒と取締りを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第10号

防災・減災対策のための社会資本の維持管理・更新に 必要な財政措置を求める意見書

今年7月、梅雨前線や台風7号の影響により、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、洪水や浸水、土砂崩れ等が発生し、西日本各地で甚大な被害をもたらした。本県においても、先月、能登地方の大雨により、11河川で越水し、住宅の浸水、道路や田畑の冠水被害が生じた。このように、近年、全国各地において、記録的な集中豪雨や局地的大雨、豪雪などによる被害が相次いでいる。また、今年2月に記録的な大雪に見舞われた本県では、JR北陸本線等の公共交通が運休したほか、国道8号などの大動脈が通行止めになったことで物流が停滞し、県民の生活に甚大な影響を及ぼした。地球温暖化の進行に伴う気候変動を新たなステージと捉え、住民の安全・安心を守るため、危機感を持って防災・減災対策に取り組んでいく必要がある。

しかしながら、高度経済成長期以降に整備された堤防、砂防堰堤等の社会資本は老朽化が進み、建設後50年を超える施設の割合が加速度的に高くなる見込みとなっている。増加する自然災害から人命を守り、被害の最小化を図るため、早急な対応が必要である。

よって、国におかれては、防災・減災対策のための社会資本の計画的な維持管理や更新に必要な財政措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第11号

キャッシュレス社会の実現を求める意見書

今年4月に経済産業省が公表した「キャッシュレス・ビジョン」によると、世界各国のキャッシュレス決済比率は、韓国で89.1%に達するなど、キャッシュレス化が進展している国々では40%～60%に到達しており、今後さらに世界各国で利用が拡大していくと見込まれる。

その一方で我が国では、治安の良さや偽札の少なさ等の社会情勢に加え、消費者が現金に不満を持たず、キャッシュレスに漠然と不安を持っていること、さらには、実店舗における端末設置コストやネットワーク接続料、加盟店手数料等のコストの問題等から、キャッシュレス決済比率は18.4%にとどまっている。

今後我が国は、少子高齢化社会を迎え、労働力人口の減少による人手不足への対応や、増加する訪日外国人に向けたインバウンド対応、インターネットを活用した支払サービスの拡大などに対応するため、キャッシュレス化の推進は喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、国では、今年6月に閣議決定した「未来投資戦略2018」において、「今後10年間（2027年6月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す」としているところである。

よって、国におかれては、キャッシュレス社会の実現のため、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 キャッシュレス支払にかかる手数料の改善など、実店舗におけるキャッシュレス支払の導入を促進するための環境を整備すること。
- 2 キャッシュレス支払の優遇措置など消費者がキャッシュレスに関心を持ち、キャッシュレス支払を試みようとする動機付けを行うこと。
- 3 QRコード等のキャッシュレス支払に関する技術的仕様や支払データの標準化等の整備を行うこと。
- 4 産官学が連携して必要な環境整備を進めていくとともに、キャッシュレス支払を通じて新たに生み出されるデータの利活用によるビジネスモデルを促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
内閣官房長官

} あて